

# 《さいしん》海外視察研修 ベトナム南部 ホーチミン

埼玉縣信用金庫ではアジアビジネス展開をご支援するため海外視察研修を実施します。  
ベトナム南部の最大都市ホーチミンでビジネスの可能性を探ってみませんか。  
皆様のご参加をお待ちしております。

◆旅行期間 **2017年11月12日(日)~16日(木)5日間**

◆訪問都市 **ホーチミン市**

◆旅行代金 **お一人様 210,000円**

(燃油サーチャージ・海外空港諸税・国内空港施設使用料等含む)

◆申込締切 **2017年9月15日(金)** (但し定員になり次第、締め切ります)

◆募集人員 **20名様** (最少催行人員:10名)

## ポイント

- ベトナムビジネスの可能性を探る視察です。
- 中小企業向けレンタル工場をご案内します。
- 進出日系企業やベトナム地場企業を見学します。



日次	月日曜	発着地 滞在地	発着 現地時刻	交通 機関名	摘 要	食事
1	11月12日 (日)	成田発 ホーチミン着	9:30 13:15	VN301	ベトナム航空直行便にて空路、ホーチミンへ (ホーチミン泊)	機 夕
2	11月13日 (月)	ホーチミン	終日	専用車	工業団地、進出日系企業等訪問 商業施設等視察 (ホーチミン泊)	朝 昼 夕
3	11月14日 (火)	ホーチミン	終日	専用車	レンタル工場、入居企業等視察 地場企業、職業訓練校等視察 (ホーチミン泊)	朝 昼 夕
4	11月15日 (水)	ホーチミン	終日	専用車	レンタル工場、入居企業等視察 文化施設等視察 (機内泊)	朝 昼 夕
5	11月16日 (木)	ホーチミン発 成田着	0:15 8:00	VN300	帰路、ベトナム航空直行便にて空路、成田へ 成田空港到着後、解散	機

- 発着日時及び交通機関、視察行程等は変更になることがあります。
- ベトナムの時差は日本より2時間遅くなります。
- ビジネスクラスをご希望の方は東武トップツアーズさいたま支店にお問合せください。
- 裏面の募集要項・ご旅行条件をご確認ください。

## ◆食事条件

朝食3回・昼食3回・夕食4回

◆添乗員:成田空港から1名同行します。

◆利用予定航空会社

VN ベトナム航空(エコノミークラス)

◆利用予定ホテル

ルネッサンスリバーサイドホテル サイゴン

※デラックスリバービューを

1名1室にてご利用いただきます。

研修企画 埼玉縣信用金庫 営業企画部 地域創生グループ

旅行企画・実施

東武トップツアーズ さいたま支店 TEL.048-642-3686 FAX.048-642-3680

〒330-0801 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル8階  
担当/富田宗一・宇野順治 総合旅行業務取扱管理者/小野寺隆一  
営業時間:平日(月~金)9:00~18:00 (土・日・祝・12/30~1/3は休業)  
休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

写真提供:日本アセアンセンター、(C)ASEAN-Japan Centre

# 募集要項・ご旅行条件

## お申込み方法

申込書に必要事項をご記入の上、ご提出下さい。

ご旅行代金：210,000円(申込み時にお振込みください)

振込先：埼玉縣信用金庫 大宮支店 普通預金口座 1535184

口座名：東武トップツアーズ株式会社 さいたま支店

【旅行期間】2017年11月12日(日)～11月16日(木)5日間

【旅行代金】210,000円(エコノミークラス利用)

【最少催行人員】10名様(最少催行人員に満たない場合は旅行を中止する場合がありますが、この場合は出発前日より起算して23日前までにご連絡いたします。)

【募集締切】2017年9月15日(金) ※但し、定員になり次第締切ります。

【旅行代金に含まれるもの】

- ・航空運賃：日程表に記載された区間(エコノミークラス)
- ・宿泊料金：洋室利用 1名1室利用 バス・トイレ付
- ・食事料金：朝食3回、昼食3回、夕食4回(機内食は、この回数に含まれません)
- ・旅行日程に明示した利用交通機関の運賃・料金・バス料金
- ・燃油サーチャージおよび海外・国内空港税等(出入国税、空港施設使用料等)
- ・手荷物運搬料金(原則としてお一人様1個。ただし航空会社の規定の重量、容量、個数の範囲内)
- ・添乗員同行費用

【旅行代金に含まれないもの】(その一部を例示します)

- ・任意の海外旅行保険料
- ・超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- ・旅行日程に明示されていない飲食料金や個人的性質の諸費用およびそれに伴う税、サービス料、チップ。
- ・障害、疾病に関する治療費

【渡航手続き】

旅券(パスポート):この旅行には2018年5月16日(水)まで有効な旅券が必要です。なお、日本国籍以外の方は、必要な旅券残存有効期間および手続きが個々に異なりますので、お問合せください。

【旅行契約と契約の成立】

本旅行は東武トップツアーズ株式会社さいたま支店が企画・募集し、実施するもので参加される方は当社と募集型企画旅行契約を結んでいただきます。契約は当社の承諾と上記申込金の受理を持って成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

【取消料】

お申込み後、お客様の都合で参加を取り消される場合には旅行代金に対してお一人につき次の取消料をいただきます。

- 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで……………旅行代金の20%
- 旅行開始日の前々日から当日まで……………旅行代金の50%
- 旅行開始後または無連絡不参加……………旅行代金の100%

【確定日程表】

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名が記載された確定日程表は出発の5日前までに交付します。但し、出発の7日前以降にお申込みの場合は旅行開始日当日に交付することがあります。尚、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

【任意保険のすすめ】

ご旅行をより安心してできるものとするために、お客様ご自身で十分な旅行保険(疾病・障害・盗難等)に加入されることをお奨め致します。

【査証と空港諸税のご案内とご注意】

- ・空港税等(出入国税、空港施設使用料等)は当視察研修に含まれていません。
- ・空港諸税の新設または税額が変更された場合においても追加徴収または返金はありません。
- ・日本国籍の方はベトナムの査証は不要ですが、日本国籍以外の方は、ベトナムの査証が必要となる場合もありますので査証取得情報を自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。また、ベトナムを出国した日から30日以内に再入国する場合は査証の取得が必要となります。
- ・日本国籍およびそれ以外の方も、現在お持ちの旅券が有効かどうかの確認を必ずお客様の責任で行なってください。


ご旅行条件(要旨) 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください。

- 1 旅行契約内容 代金の変更/天災事変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらないサービスの提供その他当社の管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃、料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。なお、本旅行代金は2017年5月1日現在の運賃・料金を基準としております。
- 2 表記の最少催行人員に満たない場合は旅行を中止することがあります。この場合、旅行開始日前日より起算して23日目にあたる日より前までに通知します。
- 3 取消料/当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も取消料をいただきます。但し、次の場合は取消料はいただきません。(1)旅行契約内容に次のような変更が行われた時 ①旅行開始日または終了日の変更 ②入場観光地・施設・その他の目的地の変更 ③運送機関の設備・等級のより低いものへの変更 ④運輸機関の種類または会社の変更 ⑤本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更 ⑥本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更 ⑦宿泊施設の変更 ⑧宿泊機関の客室の種類・設備・景観の変更 (2)運賃・料金の変更により旅行代金が増額された場合。(3)当社が標記の日までに確定日程を交付しない場合。(4)当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの実施が不可能となった時。
- 4 当社による契約解除/旅行代金を期日までに支払いいただけない時、申込条件不適合、病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能な時は当社は契約を解除することがあります。
- 5 当社の責任/当社は、当社又は手配代行者がお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。(お荷物の関する賠償限度額は一人15万円)また、次のような場合は、原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被った時。
- 6 特別補償/当社は、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然の外来の事故により生命、身体、手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により補償金及び見舞金を支払います。
- 7 旅程保証/旅行日程に前記3.(1)の項目に掲げる重要な変更が行われた場合は約款の規定により①は旅行代金の3%、②から④は2%また前各号がツアータイトルに掲げられている場合は5%に相当する額(但し、旅行開始前に変更が行われた場合はそれぞれの半額)の変更補償金を支払います。サービス提供の日時およびサービス提供の順序は対象外とし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行の契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いいたしません。また、当社は変更補償金の支払いを物品、サービスの提供で代替することがあります。
- 8 お客様の責任/お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 9 このパンフレットは旅行業法12条の4および5にいう説明書面、契約書面の一部になります。
- 10 ここに記載のない事項については当社募集型企画旅行約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- 11 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

## 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行のお申込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきますが、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (2) 当社が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただきますことがあります。
- (3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページでご確認ください。

【お問合せ・お申込先】(旅行企画・実施)

 **東武トップツアーズ株式会社** さいたま支店  
観光庁長官登録旅行業第38号

TEL.048-642-3686 FAX.048-642-3680

〒330-0801 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル8階

担当/富田宗一・宇野順治 総合旅行業務取扱管理者/小野寺隆一

営業時間:平日(月～金)9:00～18:00(土・日・祝・12/30～1/3は休業)

休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。



総合旅行業務取扱管理者とは、当支店での取引の責任者です。この旅行の契約に際し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。  
パンフレット作成日:2017年5月1日 (寄海17-028)

(一社)JATA正会員